

平成 25 年度社会的養護を担う児童福祉施設長研修会 第 1 回(東京会場)、第 2 回(大阪会場)

共通開催要綱

1. 趣 旨

近年、子どもと子育てをめぐる社会環境は大きく変化し、子どもや家庭をめぐる課題は複雑化、深刻化しています。そのようななかで、すべての子どもに良質な生育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現が求められています。また、社会的養護を必要とする子どもたちが、健やかに育ち、社会に参加していけるように社会的養護の施設機能向上や一貫したつながりのある養育の強化にむけた取組みを図っていく必要があります。

そのためにも、施設の要である施設長の果たす役割は重要であり、子どもについての理解や支援に携わるうえでの知識・技術等の習熟が求められています。

また、親権に係る民法および児童福祉法の改正が行われたことにより、施設長の役割が強化され、社会的養護施設の社会的使命に基づく施設長の果たすべき役割がますます大切になっています。

本研修会は、こうした状況を踏まえ、社会的養護施設における親権や権利擁護について理解を深めるとともに、一貫性のある養育のための援助過程とそれを実践するための人材育成について研修し、施設長の専門性の向上を図ること、各種別における課題に対する学びの機会を得ることを目的として開催します。

なお、本研修会は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(設備運営基準)」の規定に基づき「厚生労働大臣が指定した者が行う研修」として実施するものです。

参考 ・ 設備運営基準：第 22 条の 2 第 2 項、第 27 条の 2 第 2 項、
第 42 条の 2 第 2 項、第 75 条の 2 第 2 項、第 81 条第 2 項
これにより、「施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。」と示されている。
・ 平成 23 年厚生労働省告示第 311 号 (平成 23 年 9 月 1 日付)

2. 主 催 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国情緒障害児短期治療施設協議会
全国児童自立支援施設協議会

3. 期日 および 会場

第 1 回 (東京会場)	期日：平成 25 年 9 月 5 日 (木)・6 日 (金)
	会場：「全国社会福祉協議会・灘尾ホール」 〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル LB 階 TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509 (全社協児童福祉部)
第 2 回 (大阪会場)	期日：平成 25 年 12 月 12 日 (木)・13 日 (金)
	会場：「大阪ガーデンパレス」 〒532-0004 大阪府大阪市淀川区西宮原 1-3-35 TEL 06-6396-6211 (代表)

5. 受講対象 社会的養護関係施設の施設長（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の施設長）
 ※ 受講者の決定にあたっては、前年度未受講の方を優先します
6. 受講料 16,000円（宿泊費・昼食費は別となります）
7. 定員 各会場250名（先着順）
8. 申込締切 第1回（東京会場）：平成25年 8月 5日（月）
第2回（大阪会場）：平成25年10月15日（火）
 ※会場により、締切日が異なりますので、ご注意ください。
 ※会場の関係上、定員に達した場合に締め切らせていただく場合もございます。
9. プログラム日程（各会場共通）

		1200	1245	1300	1400	1545	1715
第1日目 (東京:9/5) (大阪:12/12)		受付	開 会 式	行政 説明	講義 I	講義 II	
第2日目 (東京:9/6) (大阪:12/13)	分科会 ※種別ごと						
	900	1200					

【第1日目】(東京会場:9月5日／大阪会場:12月12日)

- 12:00～ 受付開始
- 12:45～13:00 開会式・オリエンテーション
- 13:00～13:45 行政説明 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課
- 14:00～15:30 講義 I「社会的養護の援助過程とソーシャルワーク」
 人材育成の視点を踏まえ、つながりのあるケアにむけた施設の専門的知識の活用や役割を学ぶ
- 15:45～17:15 講義 II「子どもの人権侵害防止、権利擁護」
 社会的養護のもとで暮らす子どもの権利擁護のために施設が取り組むべき課題や、親権停止制度の実態について学ぶ

【第2日目】(東京会場:9月6日／大阪会場:12月13日)

- 9:00～12:00 分科会(各種別施設の課題に沿ったテーマを設定)

※分科会では、各種別が抱える課題に関して学ぶことを目的としているため、原則として施設長を務める種別施設の分科会にご参加いただきます。(情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設については、最も共通すると思われる分科会をご選択ください。)

10. 各会場の講師について

《第1回（東京会場）》

【第1日目／9月5日(木)】		
講義Ⅰ	14:00 ～15:30	「社会的養護の援助過程とソーシャルワーク」 【講師】 <u>山縣 文治 氏</u> （関西大学 人間健康学部 教授）
講義Ⅱ	15:45 ～17:15	「子どもの人権侵害防止、権利擁護」 【講師】 <u>池田 清貴 氏</u> （くれたけ法律事務所 弁護士）
【第2日目／9月6日(金)】		
《 各種別施設の課題に沿ったテーマに関する分科会を開催 》 ※詳細は次頁をご確認ください		
9:00～ 12:00	分科会	《第1分科会》 児童養護施設対象 「テーマ:被措置児童等虐待への対応～施設での予防的取組と発生対応・再発防止(仮)」 【講師】 <u>奥山 眞紀子 氏</u> (国立成育医療研究センター ころの診療部長)
		《第2分科会》 乳児院対象 「テーマ: 乳児院における里親との連携(仮)」 【講師】 <u>津崎 哲郎 氏</u> (花園大学 社会福祉学部 教授)
		《第3分科会》 母子生活支援施設対象 「テーマ: 全母協の倫理綱領の意義と専門職としての行動規範 (仮)」 【講師】 <u>新保 幸男 氏</u> (神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授)

《第2回（大阪会場）》

【第1日目／12月12日(木)】		
講義Ⅰ	14:00 ～15:30	「社会的養護の援助過程とソーシャルワーク」 【講師】 <u>松原 康雄 氏</u> （明治学院大学 社会学部 教授）
講義Ⅱ	15:45 ～17:15	「子どもの人権侵害防止、権利擁護」 【講師】 <u>濱田 雄久 氏</u> （なにわ共同法律事務所 弁護士）
【第2日目／12月13日(金)】		
《 各種別施設の課題に沿ったテーマに関する分科会を開催 》 ※詳細は次頁をご確認ください		
9:00～ 12:00	分科会	《第1分科会》 児童養護施設対象 「テーマ:被措置児童等虐待への対応～施設での予防的取組と発生対応・再発防止(仮)」 【講師】 <u>高橋 利一 氏</u> (法政大学 名誉教授／社会福祉法人至誠学舎立川 理事長)
		《第2分科会》 乳児院対象 「テーマ:乳児院における里親との連携(仮)」 【講師】 <u>森本 美絵 氏</u> (京都橘大学 教授)
		《第3分科会》 母子生活支援施設対象 「テーマ: 全母協の倫理綱領の意義と専門職としての行動規範 (仮)」 【講師】 <u>山崎 美貴子 氏</u> (神奈川県立保健福祉大学 顧問)

1 1. 各分科会の内容について

【第1分科会】児童養護施設対象

テーマ：「被措置児童等虐待への対応～施設での予防的取組と発生対応・再発防止(仮)」

講師：【東京会場】奥山 眞紀子 氏（国立成育医療研究センターこころの診療部長）

【大阪会場】高橋 利一 氏（法政大学名誉教授／社会福祉法人至誠学舎立川理事長）

内容：児童養護施設に入所する子どもたちが抱える発達課題や、被虐待経験等は深刻化しており、職員と子どもとの愛着関係や基本的信頼関係の構築、生活の継続性がますます重要となっている。そのようななか、現場では、あってはならない被措置児童等虐待が続出している。本分科会では、子どもが安心して、安全に生活できる当然の権利について再認識するとともに、施設における被措置児童等虐待の予防的取組の実践と発生対応について学び、被措置児童等虐待再発防止につなげることを目的とする。

【第2分科会】乳児院対象

テーマ：「乳児院における里親との連携(仮)」

講師：【東京会場】津崎 哲郎 氏（花園大学 社会福祉学部 教授）

【大阪会場】森本 美絵 氏（京都橋大学 人間発達学部 教授）

内容：施設と里親との連携や子どもを里親委託する際の進め方、また、乳児院に配置されている里親支援専門相談員の役割について学ぶ。里親支援専門相談員については、施設での役割が不明確で配置が進まない現状がある。また、配置した施設でも、施設が必要とする里親とのつながりの部分で、里親支援専門相談員の活動について苦慮している。乳児院における里親との連携のあり方について学ぶことを目的としている。

【第3分科会】母子生活支援施設対象

テーマ：「全母協の倫理綱領の意義と専門職としての行動規範(仮)」

講師：【東京会場】新保 幸男 氏（神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授）

【大阪会場】山崎 美貴子 氏（神奈川県立保健福祉大学 顧問）

内容：平成19年度に全母協にて策定した倫理綱領は、母子生活支援施設がその運営を通じて目指す支援を明確にするとともに、その実現のための職員の倫理的規範、行動規範、施設運営規範を定めたものである。この倫理綱領をもとに、特に専門職としての職員の行動規範について施設長として改めて理解を深め、各施設での職員への普及と理解促進を図ることを目的とする。

12. 申込みについて

(1) 申込み方法について

各会場で申込書・申込先が異なりますので、ご注意ください。

お申込みいただく会場専用の別添申込書に必要な事項を記入のうえ、申込書に記載された申込先まで郵送または FAX でお申込みください。

(締切前でも、定員に達し次第募集を終了させていただく場合がございます)

(2) 参加券等の送付について

研修会受講者には、申込受付後、東京会場は8月29日頃、大阪会場は11月25日頃までに参加券等を発送いたしますので、研修会当日は忘れずにお持ちください。

(3) キャンセルについて

研修会受講料入金後のキャンセルについては、原則として受講料の返金はいたしかねます。研修会資料の送付にて代えさせていただきます。(受講証明書の発行はいたしません。)また、宿泊・昼食のキャンセルにつきましては、別途記載の取消料をいただきますので、あらかじめご了承ください。

13. 受講証明書の発行について

本研修の全プログラムを受講した受講者に、各主催組織会長名で発行する「受講証明書」を研修会終了後にお送りします。(第1回、第2回とも、平成26年3月頃の送付となります)

14. 個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の利用

受講申込書に記載された個人情報については、申込受付等委託業者(別添申込案内に記載)と事務局(全社協・児童福祉部)において共同利用いたします。同情報は、受講申込受付・受講管理・受講にあたり希望される宿泊等サービス提供等、研修会運営に必要な範囲内で使用します。

(2) 受講者名簿の作成

研修会受講者同士の交流をはかるため、受講申込書に記載された情報をもとに、受講者名簿(都道府県名・所属施設名・受講者氏名・役職名等)を作成し、受講者に配布します。

15. 「受講証明書」発行に伴う修了者名簿の取り扱いについて

受講証明書発行者の名簿については、厚生労働省及び厚生労働省を通じて関係地方公共団体に提供します。

16. 受講・宿泊等に関するお申し込み先（取扱代理店）

①東京会場

名鉄観光サービス株式会社新霞が関支店（担当：波^は多^た野^の）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル LB階

TEL 03-3595-1121 FAX 03-3595-1119

②大阪会場

トップツアー(株)東京法人西事業部（担当：熊^{くま}野^の・春^{はる}田^た・川^{かわ}見^み）

東京都渋谷区渋谷 2-22-3 渋谷東口ビル 10階

TEL 03-5766-0128 FAX 03-5766-0264

17. 研修の内容等に関するお問い合わせ先（事務局）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部（担当：樋^ひ川^{かわ}・岡^{おか}田^だ・城^{じょう}・針^{はり}谷^や）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509